

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部廃棄物対策課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	重野 哲
事業群名	③ PM2.5等大気汚染物質や漂着ごみ対策等の推進	事業群関係課(室)	環境政策課、地域環境課

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

県内では高い濃度のPM2.5や光化学オキシダント※が観測されるほか、海岸では多くのごみが漂着するなど広域的な環境問題が生じており、国、市町、関係団体と連携して漂着ごみの回収処理を図るとともに、近隣国との国際的な連携による発生抑制対策等の取組を進めます。

※光化学オキシダント: 大気中の窒素化合物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

事業群指標	最終目標(H32)	基準値(H26)	実績(H27)	達成率	【進捗状況の分析】
海洋ごみ等の発生抑制対策事業に係るボランティア参加者数	29,000人	24,313人	28,890人	—	海岸漂着ごみ対策においては、漂着ごみの削減のための発生抑制対策が重要なことから、釜山広域市との交流事業、環境教育や啓発活動など市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を通じて、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に関する意識啓発に取り組んでいる。平成27年度の実績は28,890人で、前年度の24,313人から増加している。
事業群の進捗状況					—

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善

(長崎発東アジアの環境技術発信事業)

- ・中国福建省環境保護庁とは、平成23年に締結した「長崎県と福建省の環境技術交流に関する協定書」に基づき、①交流団の派遣、②人材交流、③情報交換を行っている。
- ・日韓海峡沿岸8県市道では、平成4年の第1回知事会議での合意に基づき、平成5年から共同事業を行っている。平成26,27年度は「PM2.5に関する高濃度時期の広域分布特性調査」、平成28,29年度は「大気中の揮発性有機化合物調査」を実施している。

ii) 良好な海岸環境の保全と海岸漂着物発生抑制対策の推進

(海岸環境保全対策推進事業)

- ・海岸漂着ごみ対策として、平成27年度に、県管理海岸において268㎡、市町管理海岸において15,321㎡、合計15,589㎡の回収・処理を行うとともに、長崎県・釜山広域市海岸漂着物対策交流事業や海ごみサミット2015長崎・五島会議などの発生抑制対策事業を実施している。

iii) 工場・事業場の大气汚染物質監視等による大気環境の保全

(工場監視指導費(大気))

- ・大気汚染防止法に基づき、工場・事業場への立入検査等を実施し、届出内容の確認や維持管理の指導等を行っている。
- ・平成27年度は1,493件の立入調査を実施したが違反施設はなかった。また、ばい煙発生施設の5工場・事業場で排ガスを測定したが基準超過はなかった。

iv) 新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化

(環境監視測定費(大気))

- ・大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質の環境監視を実施している。
- ・平成27年度は4地点で調査を行ったが環境基準及び指針基準の超過はなかった。

(大気汚染監視テレメータ運営費)

- ・大気汚染防止法に基づき県下11か所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握するとともに、緊急時には一般住民に向けてPM2.5の注意喚起等を発令するなどの対応を行っている。

(ダイオキシン類対策事業)

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境等のダイオキシン類濃度の環境監視を行っている。
- ・平成27年度は61地点(大気9、水質河川12、水質海域6、地下水7、土壌16、底質河川5、底質海域6)で調査を実施したが環境基準の超過はなかった。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への立入検査等を行い、届出内容の確認や維持管理の指導を行うとともに、排ガス及び排水水中のダイオキシン類濃度の検査を行っている。
- ・平成27年度は6施設でダイオキシン類濃度を検査したが排出基準の超過はなかった。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率		
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—		
取組項目 i	長崎発東アジアの環境技術発信事業	H27-29	5,360	5,360	8,056	中国福建省環境保護庁 日韓海峡沿岸8県市道	・中国福建省環境保護庁との合意に基づき、交流団を派遣するとともに、職員2人ずつの派遣及び受入を行った。 ・日韓海峡沿岸8県市道で行った「PM2.5に関する高濃度時期の広域分布特性調査」の報告書を取りまとめ、公表した。	活動指標	実務者会議への参加回数(回)	2	2	100%	・福建省環境保護庁との環境技術交流、人材交流を通じて、中国における大気汚染や水質汚濁など環境問題や現地ニーズを把握した。 ・日韓海峡沿岸8県市道におけるPM2.5の発生源を推定した。	○
	環境政策課		6,622	6,622	8,065			成果指標	日韓での共同研究実施件数(件)	1	1	100%		
取組項目 ii	海岸環境保全対策推進事業	H24-29	482,178	1,959	8,056	県・市町	・県海岸管理所3課(漁港漁場課・農村整備課・港湾課)において海岸漂着物の回収・処理を実施した。 ・市町に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。	活動指標	発生抑制対策の取組市町数(市町)	—	12	—	県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に関する意識啓発に寄与した。	○
	廃棄物対策課		505,790	2,451	8,065			成果指標	発生抑制対策の実施事業数(事業数)	—	74	—		
取組項目 iii	工場監視指導費(大気)	S46-	875	875	2,416	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等	ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認や維持管理状況等を確認した。	活動指標	立入件数(件)	—	1,493	—	大気汚染防止法に基づき、立入検査を行い、法に違反又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し大気環境の保全を図った。	○
	地域環境課		592	592	2,016			成果指標	排出基準の適合率(%)	1,300	100	100%		
取組項目 iv	大気汚染監視テレメータ運営費	S53-	43,848	0	4,833	大気環境	県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を行った。	活動指標	大気汚染常時監視数(測定局数)	11	11	100%	大気汚染防止法に基づき、大気測定局において大気汚染状況の常時監視を行い環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。平成27年度はPM2.5の暫定的な指針となる値を超過した対馬地域に注意喚起を行った。	○
	地域環境課		57,307	0	4,839			成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%		
	環境監視測定費(大気)	H9-	3,839	3,839	805	大気環境	有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認した。	活動指標	有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	4	4	100%	大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質の環境監視を実施し基準の達成状況を把握した。	
	地域環境課		2,943	2,943	806			成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	3	100	100%		
	ダイオキシン類対策事業	H12-	18,523	18,523	2,416	大気環境等	ダイオキシン類の測定計画に基づき、県下の61地点でダイオキシン類濃度の環境監視を行った。また、ダイオキシン類排出事業場に対し立入検査を実施した。	活動指標	ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	61	61	100%	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による汚染状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握するとともに、排ガス及び排出水について検査を行い基準超過がないことを確認した。	
	地域環境課		12,702	12,702	2,016			成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	49	100	100%		

3. 検証及び問題点の抽出

<p>【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】</p> <p>i) 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善 (長崎発東アジアの環境技術発信事業) ・福建省環境保護庁との間で両地域特有の環境問題等についての意見交換や技術交流を行い、環境技術の向上に寄与することができた。また、福建省からの交流員が県内環境関係事業所を視察するなかで、交流員が事業所に対して環境保護関係商談会(福建省開催)への参加を要望するなど、本県環境関連事業者の技術力のPRの機会にもなった。一方、本県の大気汚染対策や地球温暖化対策を更に検討する上で、現地との共同調査等の実現に向けた取組が必要。 ・日韓海峡沿岸県市道が今後の大気汚染の改善に向けてPM2.5の広域分布特性調査を実施し、PM2.5の発生源を推定するなど環境保全対策の推進に寄与することが出来た。</p>
<p>ii) 良好な海岸環境の保全と海岸漂着物発生抑制対策の推進 (海岸環境保全対策推進事業) ・本事業における海岸漂着物の回収・処理により、良好な海岸環境の保全に寄与しており、引き続き海岸漂着物の回収・処理を行うとともに、漂着ごみ削減のためには発生抑制対策が重要であることから、県民のボランティア参加等の増加を促すよう、市町の取組を支援していく必要がある。</p>
<p>iii) 工場・事業場の大気汚染物質監視等による大気環境の保全 (工場監視指導費(大気)) ・大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の排出基準の遵守状況について確認したところ違反はなかった。今後とも大気汚染を防止するために排出基準の遵守状況を確認する必要がある。</p>
<p>iv) 新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化 (大気汚染監視テレメータ運営費) ・大気汚染防止法に基づき、県下11箇所の大気測定局において大気汚染状況の常時監視を行い環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。平成27年度は、一部の地域においてPM2.5等の環境基準の超過を確認し、PM2.5の暫定的な指針となる値を超過した対馬地域に注意喚起を行った。今後とも大気汚染状況について常時監視による把握を行い、必要に応じ注意喚起等を行う必要がある。 ・地域毎の特色に応じた効果的なPM2.5対策のため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行うことが求められており、平成26年度現在で全国45都道府県で一般環境の成分分析を行っているが、当県は対応できていない。 (環境監視測定費(大気)) ・大気汚染テレメータシステムによる常時監視を補足するものとして大気汚染防止法に基づき、4地点において有害大気汚染物質の環境監視を行った。 ・平成27年度は環境基準を超過していないことを確認した。今後とも、有害大気汚染物質による汚染状況を把握する必要がある。 (ダイオキシン類対策事業) ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境中等のダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・平成27年度は環境基準を超過していないことを確認した。今後とも、環境中のダイオキシン類による汚染状況を把握する必要がある。 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し立入検査を実施するとともに、自主測定を参考に排ガス及び排水の検査を実施した。 ・平成27年度のダイオキシン類濃度の検査では排出基準を超過していないことを確認した。今後とも、工場・事業場の排出状況を確認する必要がある。</p>



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】		見直しの方向	見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点		
<p>i) 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善 (長崎発東アジアの環境技術発信事業) (1)H28年度の改善の取組 ・福建省との環境技術交流に関しては、現地との共同調査、研究を円滑に進めるため、福建医科大学との研究連携協定を締結。 ・日韓海峡沿岸8県市道で揮発性有機化合物の調査を行い、PM2.5の詳細な実態解明のためのデータを蓄積。 (2)H29年度実施の方向性 ・福建省との環境技術交流に関しては、研究連携協定を締結した福建医科大学などとの共同調査を行い、PM2.5対策など共通の環境課題へ対応していく。 ・日韓海峡沿岸8県市道で行っている揮発性有機化合物の調査結果を取りまとめ、PM2.5の詳細な実態を解明していく。</p>	<p>長崎発東アジアの環境技術発信事業</p>	<p>⑦</p>	<p>・福建省との環境技術交流に関しては、本県の環境技術に対するニーズを新たに発掘し、県内環境関連企業が有する技術の中国展開を視野に入れた福建省環境保護庁との交流を実施するとともに、現地の環境の現況について理解を更に深めるため福建医科大学など環境分野の知見を有する関係者との共同調査、研究の充実化に取り組む。 ・日韓海峡沿岸県市道交流知事会議での合意に基づく研究交流事業を引き続き実施し、東アジア地域の環境問題の把握や課題解決、環境技術交流、人材交流の更なる推進に取り組む。</p>	<p>拡充</p>

<p>ii) 良好な海岸環境の保全と海岸漂着物発生抑制対策の推進 (海岸環境保全対策推進事業) 良好な海岸環境の保全のため、引き続き海岸漂着物の回収・処理を行うとともに、県・市町・民間団体等が連携・協力して、引き続き発生抑制対策を推進していく。</p>	<p>海岸環境保全対策推進事業</p>	<p>⑤、⑥</p>	<p>(H28の取組内容) 海岸漂着ごみ対策として、県及び市町管理海岸において回収・処理を行うとともに、市町・民間団体等と連携して海ごみ交流事業などの発生抑制対策事業を実施している。 (H29に向けた方向性) 漂着ごみは繰り返し漂着することから長期的な取組が必要であり、引き続き海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、釜山広域市との交流事業、環境教育や啓発活動など市町・民間団体等と連携して、雇用の創出など地域の活性化も視野に入れながら発生抑制対策を推進していく。</p>	<p>改善</p>
<p>iii) 工場・事業場の大気汚染物質監視等による大気環境の保全 (工場監視指導費(大気)) 大気汚染防止法に基づき、工場・事業場への監視・指導を継続して実施するとともに、排出基準に違反又は違反する恐れのある場合には速やかな改善指導を行う。</p>	<p>工場監視指導費(大気)</p>	<p>②</p>	<p>大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が示されている。現状において排出基準の違反は確認されていないが、基準の遵守状況の確認は必要であることから、引き続き法に基づく監視・指導をより効果的に行っていく。特に、自主測定が義務付けられている規模の大きい工場・事業場を中心に立入検査を行い排ガスの排出状況を確認する。</p>	<p>改善</p>
<p>iv) 新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化 (大気汚染監視テレメータ運営費) 大気汚染防止法に基づき、大気環境中の環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握する。特にPM2.5や光化学オキシダントについて、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は注意喚起等を行う。また、PM2.5の成分分析の導入など、発生メカニズムの解明のため大気汚染監視の充実を図る。</p>	<p>大気汚染監視テレメータ運営費</p>	<p>①</p>	<p>大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が義務付けられており、大気環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要であり、継続して大気環境中の常時監視を行う必要がある。 PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、その観測体制の強化が求められており、県民の健康を保持するため、現状の体制で汚染状況の常時監視を継続するとともに、対応出来ていないPM2.5の成分分析に必要な測定機器の整備や監視体制の充実などにより大気汚染監視の充実を図る。</p>	<p>拡充</p>
<p>(環境監視測定費(大気)) 平成28年度の有害大気汚染物質の監視を強化するため、1箇所 で21全項目を測定するとともに測定地点については4地点から3 地点に見直した。 今後も大気汚染テレメータシステムによる常時監視を補足する ものとして、大気汚染防止法に基づき、大気環境中の有害大気汚 染物質について継続して把握する。</p>	<p>環境監視測定費(大気)</p>	<p>—</p>	<p>大気汚染防止法では、県の事務として有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が義務付けられており、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握している。これまで測定地点数の見直し等を行い、現在の最低限の環境監視を行っている。</p>	<p>現状維持</p>
<p>(ダイオキシン類対策事業) 平成28年度は中核市へ一部事業移管により環境調査地点を61 地点から49地点に見直した。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境中等のダイ オキシン類の状況を把握するとともに、工場・事業場への監視指導 を継続して実施する。法に違反又は違反する恐れのある場合には 速やかな改善指導を行う。</p>	<p>ダイオキシン類対策事業</p>	<p>—</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握及び工場・事業場の監視・指導が示されている。現状においてダイオキシン類による環境汚染は確認されていないが、県民の生活環境を保全するため引き続き事業を実施する必要がある。</p>	<p>現状維持</p>